

平成29年度 負担金の額及び徴収方法

一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1 営業所当たり (平成29年7月～30年3月) … 74,920円
- ② 1 両当たり (平成29年7月～30年3月) … 12,840円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成29年6月1日現在の管轄区域に存する貸切バス車両数及び営業所数(以下、「車両数等」という。)をもって、平成29年7月～30年3月分の負担金の額を算出し、認可後、速やかに請求いたします。なお、平成30年度以降分については、毎年2月1日現在の車両数等をもって、1ヵ年分の負担金を算出します。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した平成29年7月～30年3月分の負担金を一括納付してください。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりです。なお、精算は翌月以降分から行います。

事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載(※1)
事業の分割、合併及び相続	欄外記載(※2)
事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内のすべての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更(上記以外)	精算しません
適正化機関の管轄区域内の県バス協会に加盟した場合	精算します

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。(請求日より1か月後)

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法(以下、「法」という)第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。